

概観

【内政・社会】

- ・6日、緊急感染状態の延長の決定。
- ・9日、大統領法律顧問他の逮捕及び大統領府前での反政府デモ発生。
- ・23日、5閣僚を交代。

【外 政】

- ・3日、中国からの医療防護具及び衛生用具の寄贈。
- ・7日、ディ・マイオ伊外相のブルガリア訪問。
- ・13日、ザハリエヴァ外相のEU外相理事会参加。
- ・16日、カレンバウアー独国防大臣のブルガリア訪問。
- ・28日、ザハリエヴァ外相のギリシャ訪問。

【経 済】

- ・2日、ギリシャ・ブルガリア・インターコネクター(IGB)に関する両国政府間の協定の批准。
- ・10日、ブルガリアの欧州為替相場メカニズム(ERM II)への参加承認。
- ・21日、欧州復興計画及び多年度財政枠組みによる対ブルガリア支援の発表。

この月報はブルガリア各種メディアの報道等を取りまとめたものであり、在ブルガリア日本大使館の意見や判断を反映するものではありません。

内政・社会

◆7月末までの緊急感染状態の延長決定

▶6日、5月14日に導入された緊急感染状態は、7月末まで延長されることが決定された。

◆国家警護庁に関するラデフ大統領による声明

▶7日、イヴァノフ「民主的ブルガリア(DB)」共同代表らは、ボートにより海上からブルガスの南方に位置するロセネツ公園内にあるドガン「権利と自由のための運動(MRF)」名誉総裁の別荘と見られる建物前にあるビーチに上陸しようと試みたところ、武装した私服の警護員に立ち入りを拒否された。イヴァノフDB共同代表は、一連の流れを録画したビデオをネット上に公開し、ビーチは現在でも公共財産となっている点を指摘しつつ、ブルガリア市民によるアクセスが確保されるべき場所であると主張した。

▶8日、ラデフ大統領は、緊急記者会見を開き、

イヴァノフDB共同代表等の立ち入りを拒否した警護員は国家警護庁(NSP)の職員であることを認めつつ、「私は、無法状態との闘い、法の支配の強化、ブルガリア国民の権利の尊重を実現した時、ブルガリアは栄えある欧州の国となる事が出来ると幾度となく述べてきた。しかし残念ながら、法律と市民の権利は侵され続けている。私はずっと、ペーエフスキMRF議員及びドガンMRF名誉総裁はNSPの警護対象であるべきではないと述べてきたが、これはボリソフ首相率いる行政権の決定にかかっている。NSPによる追加的警護対象については、大統領ではなく、(NSP法により)SANS長官、内務省官房長、そしてNSP長官から成る三者委員会により決定されることになっている。つまり、ボリソフ首相の管轄下にある機関(SANS及び内務省)により、特定人物に対する脅威の有無及び警護の要否が決定されるのである」と述べた。

◆大統領法律顧問他の逮捕及び大統領府前での反政府デモ

▶9日、特別検察及び軍事地方検察は、特別刑事裁判所裁判官による令状に基づき、大統領府に立ち入り、ウズノフ大統領法律顧問等の執務室の搜索を実施した。後刻、影響力の取引等の容疑でウズノフ大統領法律顧問が、国家機密漏洩の容疑でミルシェフ大統領安全保障・国防顧問が逮捕された。

▶同捜査を受け、9日夕刻から社会党(BSP)支持者等を中心とする千人規模のデモ隊が大統領府前に集結し、検察の行為を批判し、ラデフ大統領への支持を表明した。

▶なお、7日のイヴァノフ「民主的ブルガリア(DB)」共同代表による、国家警護庁(NSP)による「権利と自由のための運動(MRF)」関係者の警護に関する抗議行動を支持する右派支持者によるデモ隊ものBSPを中心とするデモ隊に合流する形となり、大統領府前の群衆は左派及び右派が一カ所に集まる形となった。

▶これを受け、18:30、ラデフ大統領はヨトヴァ副大統領と共に大統領府の外に姿を現し、群衆の前に立ち、「ブルガリアのマフィアは不可能を可能にした。正直者の人々を、自らの敵として統一したのである。行政権や検察からマフィアを駆逐できるかは我々にかかっている」等との演説を行った。

◆ソフィア市他での反政府デモ

▶10日及び11日、引き続きソフィア市内において、検察による大統領府への立入り捜査を契機とする市民による大規模な抗議活動が行われた。また、11日には「権利と自由のための運動(MRF)」関係者の不動産がある黒海沿岸南方のロセネッツにおいても同領域へのアクセスを求める右派関係者や市民による抗議活動が行われた。

◆ボリソフ政権の辞任要求デモに対する在ブ

ルガリア米国大使館FBメッセージ

▶13日、ソフィア及び各地でボリソフ内閣の退陣を求めるデモが行われている中、当地米国大使館はフェイスブックを通じて、平和的な主張を行うブルガリアの人々を支持する旨の声明を発出した。同声明によれば、「平和的な集会の権利は、基本的な民主主義的価値である。デモと抗議は、繁栄し、活力ある市民社会の印である。米国の244年の民主主義においても、平和的な抗議は重要な役割を果たしてきた。全ての国は、公平で、法の支配に対し責任を負う司法制度に値する。我々は、ブルガリアにおける民主主義制度の信頼向上及び法の支配強化を平和的に主張するブルガリアの人々を支持する。誰も法を超えることは出来ない」との由。

◆ボリソフ政権の辞任要求デモに対する欧州委員会等コメント

▶14日、欧州委員会報道官は、「欧州委員会は、平和的な抗議活動が全ての民主主義国家における基本的権利であると常に述べており、平和的抗議活動の権利を支持する」と述べた。
▶マメル欧州委員会首席報道官は、13日の在ブルガリア米国大使館による声明に関し、「我々は、EUにおける独自の立場があり、他国が取った立場に必ずしも反応するわけではない。我々は、特に法の支配に関しては明確な立場がある。我々は、ブルガリアの状況を含め、この問題について既に何度も立ち返っており、現段階において、何も付け加えることはない」と述べた。

◆5閣僚の交代

▶23日、GERB及び統一愛国者(UP)との連立与党評議会における協議後、ボリソフ首相は、カラカチャノフ副首相兼国防相(VMRO)及びシメオノフ救済国民戦線(NFSB)党首とともに記者会見を開き、5閣僚の交代を発表した。

▶交代するのは、ゴラノフ財務大臣、カラニコロ

フ経済大臣、マリノフ内務大臣、アンゲルコヴァ観光大臣、そして財務大臣に就任するアナニエフ保健大臣の5閣僚であり、それぞれの後任は、①財務大臣：アナニエフ保健大臣（前職は財務副大臣）、②保健大臣：アンゲロフ・アレクサンドロフスカ病院長、③経済大臣：ボリソフ経済副大臣、④内務大臣：テルジスキ内務省国家警察総局長、⑤観光大臣：ニコロヴァ副首相（経済・人口政策担当）（副首相の肩書きは維持）

▶24日、国民議会は、上記の閣僚交代につき、賛成116、反対89、棄権0で可決した。

◆ボリソフ内閣退陣要求デモ

▶30日、内務省は、22日目となった反政府デモが、午前からソフィア中心街にある2つの主要な交差点が封鎖されている旨発表した。巡回中の警察は、鷺橋（オルロフ・モスト）及び大統領府の角に位置するツァール・オスボボディテル通りの2つの交差点で車両の通行を迂回させた。デモ活動の主催者の一人であるハジゲノフ弁護士は、ブルガリア国営ラジオで、「我々は、封鎖を続ける。我々の行動はエスカレートしていこう。我々が現政権の支配を破壊するまで、我々は、毎日何か新たなことを実施していく」と述べた。

外交

1. ブルガリア・EU 関係

◆ザハリエヴァ外相のEU外相理事会参加

▶13日、ベルギー訪問中のザハリエヴァ副首相兼外相は、EU外相理事会に参加した。同会合では、EUのトルコとの関係、ラテンアメリカ・カリブ海地域の状況、及び現在の幅広い外交問題に焦点が当てられた。なお、EUの外相らが直接会うのは、新型コロナ危機発生以降初めてのことである。

▶EU外相等は、東地中海における緊張の高まりの文脈でキプロスとの連帯を確認し、ブルガリアは、移民、エネルギー供給の安全保障等

の共通の利益に係る主題に関し、緊張の緩和、信頼の再構築及び対話の必要性を強調した。

2. ブルガリア・欧州関係

◆ディ・マイオ伊外相のブルガリア訪問

▶7日、ブルガリアを訪問中のディ・マイオ伊外相は、ラデフ大統領、ボリソフ首相及びザハリエヴァ副首相兼外相とそれぞれ会談を行い、新型コロナウイルス対策、経済復興及び国境の開閉及び西バルカン問題について協議した。

▶ザハリエヴァ副首相兼外相は、ディ・マイオ伊外相との会談後、「我々は、国境の開閉について、EUレベルで共通の基準を持つべきである。同基準は国によってかなりの開きがあるので、基準に係る協議を開始することについても話し合った」と述べた。

◆ザハリエヴァ外相のチェコ訪問

▶9日、チェコを公式訪問中のザハリエヴァ外相は、ペトシーチェク外相及びバビシュ首相とそれぞれ会談を行った。

▶ザハリエヴァ外相は、共同記者会見において、「新型コロナウイルスを管理下に置くためのEU共通の調整された規則が必要ではあるものの、これ以上EU域内国境の閉鎖を許してはならない」と述べた。

▶ザハリエヴァ外相は、両国が、次期多年度財政枠組み(MFF)におけるEU予算計画を歓迎し、新たな欧州復興基金(次世代のEU)における融資と補助金のバランスを積極的に評価すると述べた。

◆カレンバウアー独国防大臣のブルガリア訪問

▶16日、ブルガリア訪問中のカレンバウアー独国防大臣は、ボリソフ首相と会談を行ない、EU理事会議長国独の優先事項、EUの共通安全保障・防衛政策(CSDP)における欧州協力について協議した。

▶ボリスフ首相は、連帯が安全保障上の新たな脅威に対処するための欧州の取組みの主要な目標であり続けるべきだと述べつつ、ブルガリアは、国防費の観点を含む、国防分野における常設軍事協力枠組み(PESCO)に関する責任を果たすことに引き続き尽力する」と述べた。

◆ザハリエヴァ外相のギリシャ訪問

▶28日、ザハリエヴァ副首相兼外相は、デンディアス外相及びミツオタキス首相と会談を行い、新型コロナウイルス対策、EUの多年度財政枠組み並びに欧州復興計画について協議した。
▶ハリエヴァ外相は、デンディアス外相と東地中海情勢につき協議し、ギリシャ及びキプロスに対するブルガリアの支持を表明した。

3. ブルガリア・中国関係

◆中国からの医療防護具及び衛生用具の寄贈

▶3日、国防省は、軍医アカデミーが、中国国防

経済

1. 次期EU予算・欧州復興計画案

◆欧州復興計画案に係るボリスフ首相の発言

▶19日、ボリスフ首相は、欧州特別理事会の開始前に、「EUは、共通の医療プロトコルを用意する必要があり、最悪の状況になり得る今後6ヶ月に焦点を当てる必要がある。また、次期多年度財政枠組みによる予算の確保は重要であるものの、全体としては予算が厳しいため、加盟国が満足することはないであろう」と述べた。
▶同首相は、「EU予算が削減されたにも拘わらず、共通農業政策(CAP)及び結束政策に係るブルガリアに対する予算は、(過去と)同程度にある。ブルガリアは、発展していない地域への支援参加に関心を示している。我々が合意した内容に変更がなかったとしても、その意思決定が如何に難しいものかを考慮すれば、右合意内容は、我々にとり受入れ可能なものだと考え

医療防護具及び衛生用具の寄贈を受けた旨発表した。同寄贈は、3月のボリスフ首相及び習近平中国国家主席との会談の結果である。寄贈品は、防護マスク、手術用マスク、医療用呼吸器等で構成され、寄贈総額は約50万レヴァ(約26万ユーロ)である。

4. その他

◆ウクライナのブルガリア系住民問題

▶17日、外務省は、ウクライナ最高議会の決議によって、7万4千人弱のブルガリア系住民が新たな行政区に統合されたと発表した。
▶同省は、ブルガリア系住民が多く居住するオデッサのボルフラッド地区を行政の中心としてボルフラッド市を区画単位として維持するだけでなく、右地区にブルガリア系住民が多く居住するその他の地区を追加したことに謝意を表した。

る」と述べた。

▶同首相は、特定の加盟国による財政支出に懸念を有する「儉約4カ国(frugal four)」(オーストリア、デンマーク、スウェーデン及びオランダ)に対する支持を表明しつつ、「儉約4カ国の政策は、稼いだ分だけお金を使うというものである。ブルガリアは、最も儉約な国家の一つである。ブルガリアは、最も財政的に安定したEU加盟国の一つであり、新型コロナウイルスによる世界的な危機にも拘わらず、融資を受けず、自国の資金により遣り繰りしている。もし我々が欧州の家族であるならば、我々は、全ての人々を守り、全ての人々が欧州の家族の一員であると感じてもらえるような決断を下すべきである」と述べた。その他、同首相は、EU加盟国は、法の支配を断固支持する共通ポジションを表明すべきだと指摘した。

▶欧州特別理事会におけるボリスフ首相発言の

要点は、新型コロナウイルスの感染拡大の医療的側面に対する最大の支援及び社会的弱者並びに雇用維持のための社会的支援に対するものであった由。18日の会合開始に先立ち、ボリスフ首相は、ワクチンも治療薬も未だ開発されていないため、感染症拡大が終結したと考えるのは間違いであると指摘した。また、同首相は、医療従事者及び医療機関を支援すること、つまり、新型コロナウイルスの感染拡大の医療的側面に対して支援すること及びフェイスマスク、社会的距離、学校、レストラン等に関して全ての欧州諸国で統一された医療プロトコルを確立することは重要であると述べた。同首相のもう一つの主要な関心事項は、欧州の連帯である。同首相は、社会的弱者及び感染症拡大により失職した人々に援助と助成金を提供し、雇用維持スキームに特別な注意を払うことが重要であるとしつつ、当面は長期的な危機から回復するための解決策についても協議する必要があると述べた。

▶同首相は、最も多くの資金を提供する国が、資金を受領する国に対して最も管理する権利があることは理解するとしつつ、経済財務相理事会(ECOFIN)による議論に重要と思われる質問を全ての加盟国が提起出来る制度について、ルッテ・オランダ首相を称賛した。ボリスフ首相によれば、同制度は良い妥協案である由。他方、ボリスフ首相は、最終決定が下される前に意見を述べることを控えるという一般的なコンセンサスにも拘わらず、EU首脳らの一部が、他の首脳の発言を漏らしたことに失望の意を表明した。フィナンシャル・タイムズ紙によれば、同月17日の夕食会で白熱した意見交換が行われた際、ボリスフ首相は、各国の改革計画がEUの財政支援を正当化するのに十分に野心的なものかどうかを決定する権利をルッテ首相が手に入れようとしているとして、「ルッテ首相が欧州の警察官になろうとしている」と非難した。

◆欧州復興計画・多年度財政枠組みにおけるブルガリア予算内訳

▶21日、ドンチェフ副首相が会見を行い、欧州復興計画及び多年度財政枠組みによるブルガリア向け予算の内訳の一部を以下のとおり発表した。合計金額は、289.34億ユーロであり、このうち243.85億ユーロが補助金、45.49億ユーロが融資の由(①結束政策:90.00億ユーロ、②農業支援:50.00億ユーロ、③移行基金:11.78億ユーロ(低炭素経済のための地域支援)、④コロナ対策:6.58億ユーロ(本年利用可能)、⑤地域開発:20.00億ユーロ、⑥移民・安保:2.39億ユーロ、⑦原発廃炉:0.56億ユーロ、⑧追加地域開発:2.00億ユーロ)。

▶ドンチェフ副首相は、「新たな欧州復興基金(次世代のEU)を砂に消える水のように使ってはならない。この資金は、効果が最大となるように使われなければならない」としつつ、この資金が医療制度や社会保険制度の強化、そして、より大きな多数或いは実際に資格のある全ての人々がアクセス出来るスキームを通じてビジネスを支援するために使われるべきであると述べた。

▶また、同副首相は、エネルギー効率がEU政策の最大の焦点であるとしつつ、ブルガリアは、全ての公共施設の改造を行うべきであり、家主に自腹を切るよう頼むことなく、コンドミニアムのエネルギー効率のためのプログラムを再開すべきであると述べた。

◆欧州復興計画・多年度財政枠組みに係るボリスフ首相の発言

▶ブルガリアに対しては約290億ユーロが期待出来る。ブルガリアは、新たな予算が620億ユーロも削減されたにも拘わらず、現行欧州基金から10億ユーロ近くも多くの資金を受け取る数少ない国の一つである。これは、自分(ボリスフ首相)の辞職を求めている人々に対して自分が問うに値する理由である。

▶農業及び結束政策のための予算は削減されておらず、これは我々のレッドラインであった。90億ユーロが結束政策のために確保されたが、これは現行予算よりも8億ユーロも多く、我々の主要課題、競争力、経済成長、雇用を達成するために重要である。更に我々は、初めて追加的目標基金、2億ユーロの獲得にも成功し、ブルガリア北部・北西部のような発展の遅れた地域に提供される。5億ユーロがブルガリアの環境保護及びクリーン経済のために、2億ユーロが移民及びセキュリティのために使われる。また、復興のための補助金77億ユーロが拠出される。

▶自分の辞職を要求する人々のために、自分は290億ユーロ獲得した。この600億レヴァは、現在のGDP減少分に相当し、社会党政権の下で獲得した全額にも相当する。欧州理事会においては、全ての首脳が自分に感謝し、ミシェル欧州理事会議長は、交渉における自分の貢献に感謝の意を表した。ミシェル議長はブルガリアの特別な友人であることを証明した。メルケル首相やクルツ首相は、ブルガリアに2億ユーロの追加資金を提供するために支援してくれた。クルツ首相は、欧州理事会において、まるでブルガリアの首相のように発言した。また、ルッテ首相、フォン・デア・ライアン欧州委員会委員長、マクロン大統領にも感謝したい。

▶EU基金が法の支配に縛られる点については、証拠を基礎としたアプローチを通じて、透明性のあるプロセス、客観性原則の尊重、全ての加盟国に対する差別のない平等な扱いが想定されている。

2. 経済政策、産業

(1) インフラ関連

◆ソフィア空港コンセッション調印式

▶22日、ボリスフ首相は、ソフィア空港に関するコンセッション契約書の調印式に出席した。同調印式には、ヴィツェ当地大使、ロビーヌ当地大使及びシューグラフ当地独大臨時代理

大使が出席した。

▶同首相は、「今日の調印は、欧州のパートナーがブルガリアに歓迎されていることを示すものである。この契約は、ミュンヘン空港を運営するSOFコネクト(仏「Meridiam Eastern Europe Investments」と独「Strabag」のコンソーシアム)が獲得したもので、独、仏、奥の企業が参加している。このような欧州のパートナーと共に、ブルガリアは前進することを確信している」と述べた。

▶ジェリヤスコフ運輸・情報技術・通信相は、「一流の外国人投資家を誘致することは政府の政策の重要な要素である。官民パートナーシップの発展は、この極めて重要な問題について、長年の政治的議論、対立を経て、満足のいく形で実現された。今次協定の締結により、ブルガリアがソフィア空港に一流の投資家の注目を集める魅力的な国であることを証明した。ソフィア空港が、単なる投資対象ではなく、ブルガリアが欧州や世界への玄関口となることが重要である。コンセッションの手続きは、長い道のりの終わりではなく、始まりである。ブルガリア国民は、経営者のスキルによって、官民パートナーシップが大規模インフラプロジェクトを実施するのに適した方法であることに納得するだろう」と述べた。

▶ドゥSOFコネクト代表は、「ソフィア空港は、より革新的になり、発展のチャンスが増えるだろう。この投資によって、ブルガリアの『より良い経済』の発展に貢献できると確信している」と述べた。

▶運輸・情報技術・通信省による今回の事業譲受の主な条件は、①初期コンセッション料は5億5000万レヴァ(2億8180万ユーロ)、②年間コンセッション料は、2454万ユーロまたは各年の全収益の32%のどちらか大きい額、③投資額は最低6億800万ユーロ、④コンセッション開始から10年以内に第3ターミナルの新規建設、⑤新貨物ターミナルの建設である。

(2) エネルギー

◆天然ガスパイプライン:IGB協定の批准

▶2日、国民議会は、2019年10月10日にソフィアで署名されたギリシャ・ブルガリア・インターコネクター(IGB)に関する両国政府間の協定を批准した。同協定は、第一読会では、賛成134票、反対0票、棄権1で承認され、第二読会では賛成131票の全会一致で承認された。

▶IGBは、ギリシャとブルガリアの国営ガス供給網に直接接続する天然ガス・パイプラインの建設を含み、アドリア海横断ガス・パイプライン(TAP)につながる。IGBは、ブルガリアの天然ガス供給源の多様化を実現し、南東欧の天然ガス市場において重要な戦略的役割を果たすことになる。

▶IGB協定に署名した主な理由は、適用される税制の規制である。ブルガリアとギリシャ間における税收の公平な分配が保証され、これにより、投資家と国家、及び両国家間の論争のリスクが軽減される。最終的な税收の配分方法は、領域に応じたものとなる。IGBパイプラインに沿った天然ガスの輸送で得られる利益の総額は、両国間でパイプラインの長さに比例して分配されることとなる。パイプラインの長さは約182kmで、そのほとんど(151km)がブルガリアの領内にある。

(3) 自動車産業

◆フォルクスワーゲン開発拠点設立の可能性

▶2日、プレヴネリエフ前大統領は、フォルクスワーゲン(VW)と2年以上にも亘る交渉の結果、ブルガリアでの開発拠点の設立を含む様々な投資オプションが議論されていると述べた。

▶自動車クラスター・ブルガリアの理事を務める同前大統領は、このような拠点は3~5千人の雇用創出になると述べた。さらに、VWの工場が建設された場合、月額給与1,000ユーロの雇用は4千人、一方、開発拠点設立の場合、月額給与3,500~5,000ユーロの雇用は5千人になると述べた。

▶交渉は、自動車クラスター・ブルガリア、ブルガリア政府及びVWによって行われている。同前大統領は、ブルガリアの強みは国民の人材にあり、他の開発拠点が既に成功している旨述べた。また、今後数週間にポッシュなど3社が、ブルガリアでの開発拠点の開設について経済省と交渉を行う予定であると付言した。

3. 欧州為替相場メカニズム(ERM II)

◆欧州為替相場メカニズム(ERM II)への参加承認

▶10日、ブルガリアは、公式に欧州為替相場メカニズム(ERM II)への参加が承認され、ブルガリア中央銀行は、非ユーロ圏の国に銀行同盟へのアクセスを許可する手段となる、欧州中央銀行(ECB)への緊密な協力に参加する。ブルガリアとクロアチアは、非ユーロ圏の国で初めて銀行同盟への参加を認められた国となった。

▶ERM IIの規則によれば、今後2年間、自国通貨の為替変動幅を±15%以内に維持しなければならない。ブルガリアの場合、為替レートは、1ユーロ=1.95583レヴァである。今後、少なくとも2年間はERM IIに参加する必要があり、早ければ、ブルガリアは2023年にユーロ圏に参加する。

▶今回、ブルガリア及びクロアチアが同時に「単一監督メカニズム」(Single Supervision Mechanism)に参加した。同メカニズムは、ECBの庇護の下にあり、ブルガリア中央銀行とECBとの緊密な協力が確立されることが決定した。右協力は、同決定の14日後に公式にEU官報において発表される。本年10月1日より、ブルガリアの主要銀行は、ECBによる直接的な監督を受けることとなるが、国内トップ3であるユニクレジット・ブルバンク、DSK銀行、UBBを含め、どの銀行がそれに該当するかは決まっていない。

▶ゴラノフ財相は、「ブルガリアのERM II参加は、文明的な選択である。我々の経済は、世界

で最も強い経済グループの一つと循環システムで連結する。これは、我々の社会が将来において成功するための必要条件である」と述べた。

◆欧州為替相場メカニズム(ERM II)加盟

▶ドブロウスキス欧州委員会副委員長は、ブルガリア及びクロアチアのERM II参加が早くとも2024年1月以降となるとしつつ、両国は少なくとも2年間は、ユーロ圏の待合室(ERM II)に留まる必要があり、これはマクロ経済指標の評価が終わる2022年7月まで続くと述べた。

▶また、同副委員長は、伝統的にユーロは、1月1日から導入されるが、その手続きは極めて煩雑であり、欧州理事会及び閣僚理事会の決定を含むEUレベルでの決定を伴うところ、ユーロ導入が早期に承認されるとしてもスケジュールは極めてタイトであると指摘した。

▶同副委員長は、ERM II参加にしても一晩で決まったものではなく、両国とも精力的な作業を行い、信頼できる措置のパッケージを前進させてきたと述べた。両国は、マネーロンダリング、保険分野、破産枠組み、及び国営企業管理に関し、ユーロ圏へ成功裏に参加するための準備に向けた更なる改革を実施することを示唆している。

▶EUは、引き続き2020年後半にも導入される水平メカニズムを通して法の支配をモニターする。ドブロウスキス副委員長は、ブルガリアにおけるデモに関し、欧州委員会が進展をフォローしているが、右がユーロ圏への潜在的な参加に直接関係し、意味を与えるものではないと述べた。

4. その他

◆アルコール、観光、スポーツ施設に対する軽減税率

▶国民議会予算委員会は、地方税及び手数料法の修正法案を第2読会で採択した。同修正法案は、本会議で可決される必要がある。修

正の結果、2020年8月1日から、レストランのワイン及びビールは、付加価値税(VAT)9%が適用され、これは2021年末まで有効となる。同修正法案は、統一愛国者(UP)の議員により提出され、GERBが支持した。VAT9%の軽減税率は、観光事業者の手数料、不定期便による旅行、ジム・スポーツ施設にも適用される。なお、観光事業者は、年末までに旅行が実施されなかった場合には顧客にバウチャーを提供するか、若しくは返金する必要がある。

▶ストヤノヴァ予算委員会委員長は、VATの引下げに反対し、採決には参加しないと述べたものの、連立会派は、同修正案がGERBにより支持されることを決定した。予算委員会委員長によれば、観光事業者の税率引下げは、EU令に反しており、ブルガリアに対する訴訟に発展する可能性がある由。一方、シメオノフ・ブルガリア救済国民戦線(NFSB)党首は、VATの引下げが、税収を押し上げていると述べた。社会党(BSP)は、新たな条文の導入の仕方に批判的であったものの、ヤンコヴァ議員は、観光産業が今次危機の影響を最も受けていると主張し、意外なことに同法案を支持した。

◆経済省による汚職対策

▶31日、ポリソフ経済大臣は、議会において経済省に汚職を報告するホットラインを開設した旨答弁した。同ホットラインは、EU基金によるプロジェクトに係る収賄教唆が報告されたことに対応して開設されることになったもの。同大臣は、経済省調査部は、贈収賄の報告に対して調査を開始すると述べた。

▶ポリソフ経済相は、「報告されているところでは、『成功手数料』と呼ばれる賄賂は、プロジェクト総額の4~6割の由であり、これは全く受け入れられない。これまで国家保安庁がこのような事案について報告を受けてきた」と述べた。同大臣は、このような汚職体質を粉砕することに断固たる立場であり、既にポリソフ首相とも協議を開始している。また、同大臣は、多くの

閣僚と話す機会があり、多数の入札業者が賄賂を要求されている旨報告を受けたとしながらも、賄賂を要求したのが経済省のコンサルタントや職員であったか否かについては言及しなかった。

▶同大臣は、「我々は、首相の指示により、オンラインで書類に書き込めるプラットフォームを立ち上げるために経済省内にチームを作った。これにより、受注しようとする企業が文書のサンプルを見ることが出来るようになる」としつつ、「経済省調査部には雇用主団体の代表者からも参加を得る。我々は、『成功手数料』を要求する専門家やコンサルタントのコネクションを断ち切りたい。現行のEU基金によるプロジェクトに対する管理を強化するための措置は、数日以内に遂行される」と述べた。

◆観光セクターによる抗議活動

▶28日、「観光のための将来」協会により組織された観光セクターの代表達が、ソフィアの独立広場で抗議するために集まった。同協会のイリエヴァ氏は、「我々は、ボリスフ首相との会談を望んでいる。何故なら、この5ヶ月もの間、政府に無視されてきたからだ」と述べた。

▶デモ参加者の主な要求の1つは、観光事業が救済されるよう、2019年の収入の10%相当の無償援助を支給することである。同協会の試算によれば、そのような無償援助には、流動性のリスクを抱えている3100の登録された観光事業者を支援するのに、2億レヴァ(約1億ユーロ)以下しか必要とされない。海外旅行のパッケージ契約は、サービス提供者に前払いされているため、現在、観光事業者は、全体的な状況の矢面に立たされている。イリエヴァ氏は、「我々は、一定の金額を回収しているものの、同作業は、海外の観光事業者も我々と同様の状況にあることから、非常に困難であり、徐々にしか進まない」としつつ、欧米諸国は、例えば、フランスで20%、イギリスで25%の同様の助成金制度を設置することにより、観光事業者を

支援するための措置を講じていると指摘した。

▶同日、ニコロヴァ副首相兼観光大臣は、ビジネスを支援するための一連の措置を提案するため、観光セクターの代表らと会談を行った。同観光大臣は、「自分は、既に経済大臣に対し、昨年の収入の10%相当の無償援助スキームを要求する手紙を送った。これにより、追加的に観光事業者及び旅行代理店を支援することができる」と述べた。デモ参加者は、また、緊急対策及び最も被害を受けたセクターである観光事業への新型コロナウイルスの影響に対処するための国家戦略を要求している。

▶同日、ニコロヴァ観光大臣は、閣僚評議会において、抗議している観光事業者を受け入れ、デモ参加者の要求の一つであるボリスフ首相との会合を調整する旨約束した。同観光大臣は、経済大臣に対して無償の助成金制度の設置を要請する書簡を送付したことを想起し、「同助成金に対する予算は、未だ決定されていないものの、予算決定後、可能な限り迅速に開始されるだろう。同助成金の配分は、不必要な行政上の障害無く、簡単に行われるよう要求する」と述べた。

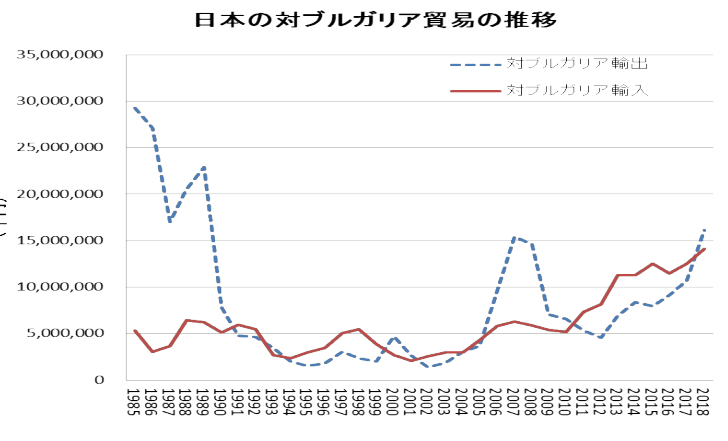
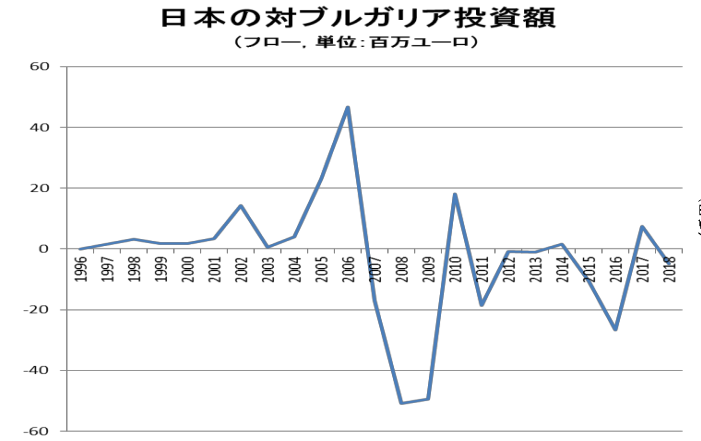
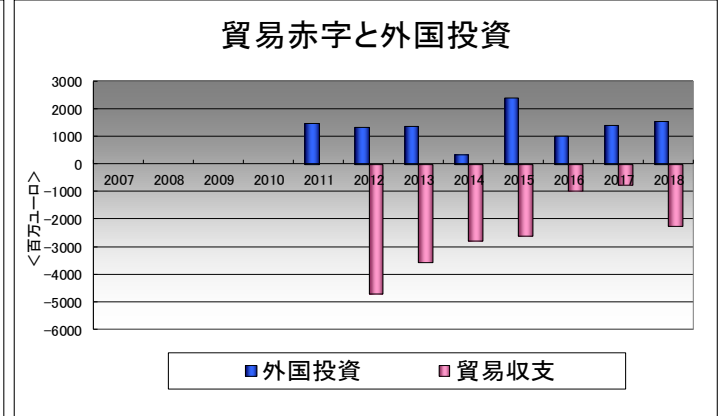
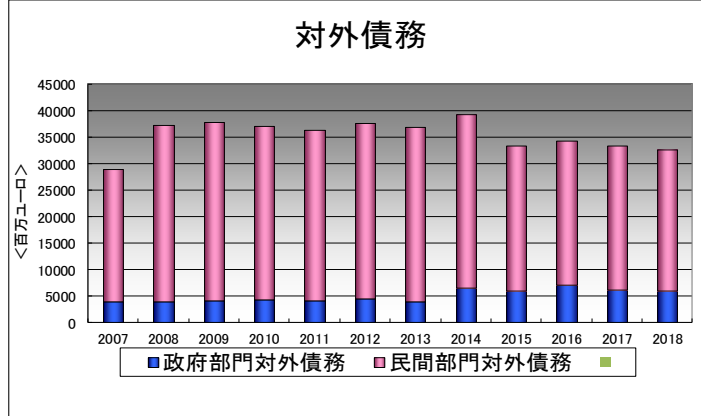
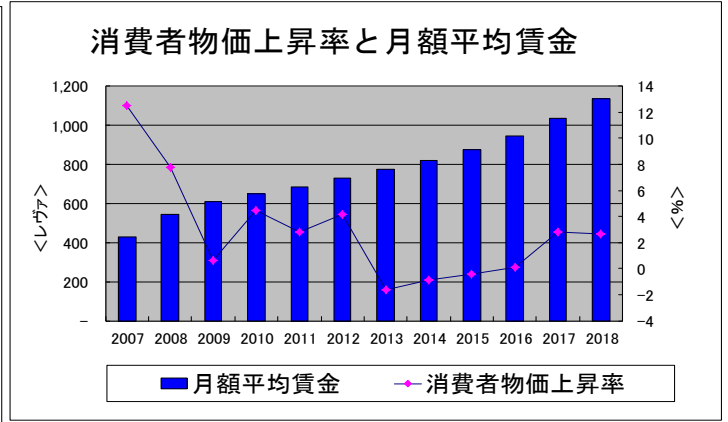
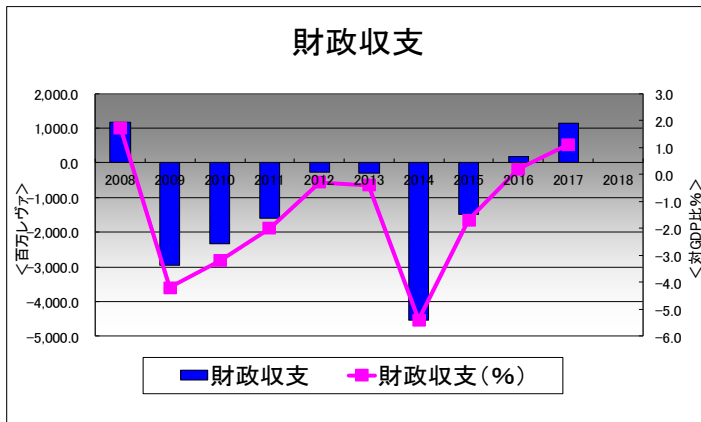
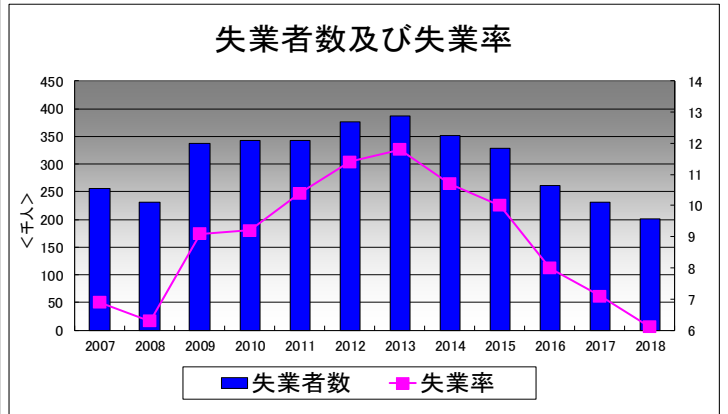
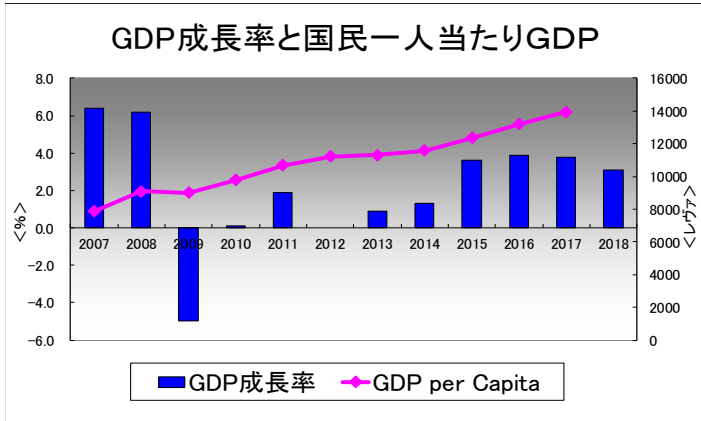
ブルガリア内政・外交の動き（7月）

在ブルガリア大使館

| | |
|-------|---|
| 1（水） | |
| 2（木） | |
| 3（金） | 中国からの医療防護具及び衛生用具の寄贈 |
| 4（土） | |
| 5（日） | |
| 6（月） | |
| 7（火） | 7月末までの緊急感染状態の延長決定 ★ディ・マイオ伊外相のブルガリア訪問 |
| 8（水） | |
| 9（木） | 大統領府前での反政府デモ ☆ザハリエヴァ外相のチェコ訪問 |
| 10（金） | |
| 11（土） | |
| 12（日） | |
| 13（月） | ☆ザハリエヴァ外相のEU外相理事会出席 |
| 14（火） | |
| 15（水） | |
| 16（木） | ★カレンバウアー独国防大臣のブルガリア訪問 |
| 17（金） | ☆ボリソフ首相の欧州特別理事会の参加 |
| 18（土） | |
| 19（日） | |
| 20（月） | |
| 21（火） | |
| 22（水） | |
| 23（木） | 5閣僚の交代 |
| 24（金） | |
| 25（土） | |
| 26（日） | |
| 27（月） | |
| 28（火） | ☆ザハリエヴァ外相のギリシャ訪問 |
| 29（水） | |
| 30（木） | |
| 31（金） | |

★来訪 ☆往訪

ブルガリア経済指標の推移 (出典：国家統計局、中央銀行、財務省（日本）貿易統計)



ブルガリア主要経済指標 (出典: 中央銀行)

< GDP成長率と国民一人当たりGDP >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2019 Q3 | Q4 | 2020 Q1 | 2020 Q2 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|---------|---------|
| GDP成長率 | (%) | 3.8 | 3.5 | 3.1 | 3.4 | 2.9 | 2.9 | 1.2 | |
| GDP per Capita | (BGN) | 13,341 | 14,459 | 15,615 | 17,012 | n/a | n/a | n/a | n/a |

< 財政収支 >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2019 Q3 | Q4 | 2020 Q1 | 2020 Q2 |
|----------|---------------|------|---------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 財政収支 | (million BGN) | 92.0 | 1,127.3 | 2145.0 | 2,469.7 | 446.1 | -1,186.6 | 630.0 | |
| 財政収支GDP比 | (% of GDP) | 0.1 | 1.1 | 2.0 | 2.1 | 0.4 | -1.0 | 0.6 | |
| 一般政府総債務 | (% of GDP) | 29.3 | 25.3 | 22.3 | 20.4 | 20.2 | 20.4 | 21.8 | |

< 失業者数及び失業率 >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | Sep | Oct | Nov | Dec | Jan | Feb | Mar | Apr | May | June | July |
|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 失業者数 | (千人) | 261 | 232 | 201 | 195 | 173 | 183 | 189 | 195 | 205 | 203 | 220 | 293 | 295 | 273 | 259 |
| 失業率 | (%) | 8.0 | 7.1 | 6.1 | 5.9 | 5.3 | 5.6 | 5.8 | 5.9 | 6.3 | 6.2 | 6.7 | 8.9 | 9.0 | 8.3 | 7.9 |

< 消費者物価上昇率と月額平均賃金 >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | Sep | Oct | Nov | Dec | Jan | Feb | Mar | Apr | May | June | July |
|----------|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|------|------|------|
| 消費者物価上昇率 | (%) (前期比) | 0.1 | 2.8 | 2.7 | 3.8 | -0.3 | 0.8 | 0.5 | 0.7 | 0.9 | 0.1 | -0.6 | -0.6 | -0.3 | -0.4 | 0.5 |
| 月額平均賃金 | (BGN) | 948 | 1,037 | 1,146 | 1,274 | 1,224 | 1,266 | 1,296 | 1,294 | 1,349.0 | 1,323.0 | 1,308.0 | 1,321.0 | | | |

< 対外債務 >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | Sep | Oct | Nov | Dec | Jan | Feb | Mar | Apr | May | June | July |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|------|
| 政府部門対外債務 | (million EURO) | 7,234.0 | 6,343.6 | 6,122.8 | 6,181.7 | 5,974.6 | 6,179.0 | 6,227.9 | 6,181.7 | 6,179.2 | 6,176.2 | 6,195.1 | 6,590.9 | 6,544.3 | | |
| 民間部門対外債務 | (million EURO) | 27,421.3 | 27,867.7 | 27,679.2 | 27,889.7 | 28,252.8 | 28,303.6 | 28,073.2 | 27,889.7 | 27,756.1 | 27,670.4 | 27,353.5 | 27,591.9 | 27,430.5 | | |

< 対内直接投資と貿易収支 >

| | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | Sep | Oct | Nov | Dec | Jan | Feb | Mar | Apr | May | June | July |
|----------------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|------|
| 対内直接投資 | (million EURO) | 927.2 | 1,618.9 | 1,027.9 | 1,092.4 | 931.3 | 1,032.1 | 1,149.2 | 1,092.4 | 50.5 | 142 | 130.8 | 225.3 | 214.7 | 263 | |
| 貿易収支 (FOB-CIF) | (million EURO) | -984.4 | -765.8 | -1,858.0 | -1,685.7 | -1,199.1 | -1,277.6 | -1,300.6 | -1,685.7 | -3.6 | -74.8 | -215.3 | -117.4 | -144.2 | -225.5 | |
| 輸出 (FOB) | (million EURO) | 23,103.6 | 26,950.0 | 27,744.2 | 29,093.7 | 21,626.8 | 24,385.3 | 27,035.2 | 29,093.7 | 24,775.5 | 4899.1 | 7,119.2 | 8,970.7 | 10,812 | 13,023.5 | |
| 輸入 (CIF) | (million EURO) | 24,088.0 | 27,715.9 | 29,602.2 | 30,779.4 | 22,826.0 | 25,662.9 | 28,335.8 | 30,779.4 | 2,481.1 | 4,973.9 | 7,334.5 | 9,088.1 | 10,956.1 | 13,249 | |